

出張三療（家族介護高齢者）のご案内

令和8年4月

江東区では、家族介護高齢者を対象に出張三療（はり・灸・マッサージ）を行います。

1 対象となる方(下記の条件をすべて満たす方)

- ① 65歳以上の高齢者のみで構成された世帯
※世帯分離されている方は対象外となる場合があります。
- ② 介護保険の認定で要介護3以上の高齢者を、在宅で日常介護をしている
- ③ 介護している上記②の高齢者が、施設入所または3ヶ月以上入院をしていない

2 申請方法

- ① 家族介護高齢者出張三療サービス申請書を提出する。
*申請は介護保険課在宅支援係(区役所3階4番)または
長寿サポートセンター(区内21ヶ所)

3 受療券の交付及び内容

- ① 受療券は、2ヶ月に1枚、年間6枚を限度に交付します。
- ② 受療券1枚につき、1割(470円)の費用負担で、はり・灸・マッサージのいずれか1つが受けられます。

4 利用についての注意

- ① 受療券は、交付を受けた本人以外は使用できません。
- ② 受給資格は、自動更新ではありません。年度毎の申請が必要になります。
- ③ 原則受療券の再発行はいたしません。

江東区役所介護保険課在宅支援係

☎(3647)4319